

Ⅱ 報告 神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部改正（案）にかかる市民意見募集の実施について

1. 改正趣旨

神戸市では、神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（以下「条例」という。）において、自転車等の放置の防止、市立自転車駐車場の設置及び管理事項、並びに自転車駐車場附置義務について定めている。

現在、神戸のまちや経済全体を活性化するため、民間活力の導入を図りながら、魅力的で風格ある都市空間を実現すべく、三宮駅周辺地区の再整備を進めている。その中で、三宮駅周辺では商業・業務などの都市機能に特化した土地利用を誘導すべき地域である「都心機能高度集積地区」を定めている。令和2年10月に同地区において、新築・増築（増築部分のみ）する施設に対する自転車駐車場の附置義務を免除する条例改正を行った。

この度、上記に加え、既存の施設に設置されている自転車駐車場についても他の用途に転用する場合には、附置義務を免除し、都市機能を集積すべき三宮駅周辺等において空間の有効活用を図ることとする。

そのために必要となる条例の改正にあたり、意見募集を実施する。

2. 改正内容（案）

（1）「都心機能高度集積地区」内における既存施設の附置義務の取扱い

- ・「都心機能高度集積地区」内において、本条例に基づき既に設置されている自転車駐車場について、他の用途に転用する場合には、届出の上、設置及び管理等にかかる義務を免除する。
- ・同地区内において、施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の増設義務を免除する。

（2）その他

- ・附置義務の承継に係る取り扱いについて、規定を追加する。

3. 意見募集期間

令和3年10月15日（金）から11月15日（月）まで

4. 意見募集後の予定

令和4年2月 令和4年第1回定例会市会に条例改正議案を提出予定

（参考）「都心機能高度集積地区」

